

鹿角市市道等共動維持管理資材支給要綱

制定 平成18年4月11日 訓令第20号

(目的)

第1条 この要綱は、共動の理念に則して、自治会が自主的に行う市道及び普通河川（以下「市道等」という。）の維持管理作業（以下「作業」という。）に対し、必要な維持管理資材（以下「資材等」という。）を支給することについて定め、市道等の共動維持管理推進体制の構築と共動の理念にかなった道路・河川行政の実践を図ることを目的とする。

(支給対象)

第2条 資材等の支給対象は、自治会とする。

(支給対象作業)

第3条 資材等の支給対象となる作業は、自治会が自主的に行う市道等の維持管理上必要かつ軽易な作業とする。

(支給資材等)

第4条 前条に規定する作業へ支給する資材等の内容は、別表1に定めるとおりとする。

(支給申込み)

第5条 資材等の支給を受けようとする自治会は、市道等維持管理資材支給申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(支給の決定及び支給限度額)

第6条 市長は前条に規定する資材等の支給申込みがあったときは、現地調査を行い、支給の適否を決定し、市道等維持管理資材支給通知書（様式第2号）で申込み者に通知するものとする。

2 資材等の支給限度相当額は、1件の申込みに付き、20万円とする。

(完了届)

第7条 前条の規定により資材等の支給を受けた自治会は、作業が完了した後、速やかに市道等維持管理作業完了届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は市道等維持管理作業完了届を受理したときは、速やかに現地確認を行うものとする。

(庶務)

第8条 この要綱に係る事務は、産業建設部都市整備課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

支給資材等

適用作業区分	支給資材内容等	備考
(1) 道路敷及び河川敷の 草刈・刈払い作業	①草刈・刈払い機用替刃 ②草刈・刈払い機用燃料	
(2) 路面等維持補修作業	①砂利 ②碎石 ③砂 ④融雪剤 ⑤アスファルト合材 ⑥土のう袋 ⑦側溝用蓋等コンクリート製品 (但し、新規敷設は除く)	
(3) その他作業	道路維持管理作業に要する資材等	※現地調査等による選定

- 注) 1 作業内容については、当該自治会との事前協議等により、安全性に十分配慮した、無理のない作業内容に調整する。
- 2 支給資材等は、自治会の申込に基づいて、現地確認調査及び自治会との協議により、種類・数量等を調整する。
- 3 その他作業に伴う必要資材等については、現地確認調査及び自治会との協議により、適宜選定調整する。